

「家族計画」への道 —— 近代日本の生殖をめぐる政治



■ 伏野美穂 著
■ 岩波書店
■ 2008年初版
■ 3,400円(税別)

私が普段暮らしている米国では、1973年に中絶が合法化された後も、政治・宗教・生命倫理など多角的に議論が続いている。今年5月にはカンザス州で中絶を行う医師が殺害されたほどである。それに対して日本では、米国よりはるか前に中絶が事实上自由化された。女性の政治的・経済的地位において米国にずいぶん劣る日本は、中絶に関しては「進んでいる」ととらえることができる。

しかし本書は、生殖をめぐる日本の「常識」が、実際は明治期からのさまざまな国家政策とそれを推進あるいは批判してきた運動家たち、そして妊娠という現実に直面して自分なりの選択をしてきた女性たちのあいだでの、複雑な衝突や交渉のなかで生まれてきたものだということを明らかにする。著者は、決して國家権力や法のみに焦点を絞らず、それらに對抗したり協力したりした團体や個人たちの声、性や妊娠をめぐる人々の日常を多角的に描く、明治の知識人による選択反対論・優生論に色濃く特徴づけられた避妊・中絶論争、企業体をベースに

普及した家族計画指導、優生思想に挑戦をつづける障害者たちの運動、水子供養「ブーム」に瀕むる命の尊厳など、あまり知られていない多くの事実を明晰な視点で分析した力作である。

優生保護法

戦後の生活のなかでの産児調節への支持の高まりを背景に、加藤シヅエが国会に提出し、1948年に第2次優生保護法が可決成立。翌年の第1次改正では、中絶の適応に経済的理由が加えられ、細かい規制が外された結果、事实上日本で中絶が自由化された。しかし、この法律の根柢を流れる「不良女子孫」の増加抑止という優生思想は、のちに障害者たちから強い批判を受け、1972年に提出された優生保護法改正案をめぐっては、障害者団体やマーシーリブ運動家たちがそれぞれの権利や利害を主張する大論議となり、改正案は否決となった。

吉原 真里（ハワイ大学アメリカ研究学部教授）

戦後日本女性政策史 —— 戦後民主化政策から男女共同参画社会基本法まで

「戦後強くなつたのは女性と靴下である」と評されてから半世紀以上が経過するが、これまで女性の地位向上と男女平等の実現に向けて、どのような法政策が展開してきたのだろうか。本書は、副題の「戦後民主化政策から男女共同参画社会基本法まで」が示すように、「婦人参政権」の導入から「男女共同参画社会」の形成まで、政治的・経済的・社会的分野にわたり展開してきた女性法の体系を俯瞰するものである。男女雇用機会均等法などの重要法案からなる理念や審議を経て制定されたを、国会議事録や膨大な資料を丹念に分析し、男女共同参画社会基本法をひとつに到達点として、「法律上の平等」が確立されたと指摘する論旨は示唆に富んでいる。

女性法の発展最もインパクトを与えた1946年の日本憲法の制定や1985年の女性差別撤廃条約の批准にみられるように、わが国の女性を取り巻く環境が画期的な変化を遂げた背景には国際社会といふ「歴史」による外圧があったことも事実である。その意味では、国連人権理事会や国連女性差別撤廃委員会などの国際機関における日本女性の社会的地位の低

さをめぐる議論が今後も注視される。「人権委員会への個人通報制度の法制化」「待機児童の解消」「非正規雇用・低所得問題の解決」など、わが国の法政策の抱える課題はまだまだ山積しているからである。本書はそうした議論の前提として大層有用と思われる。

個人通報制度

人権侵害を受けた個人や団体が、その国の国内裁判などの司法手続によって救済されなかった場合、国際機関に通報できる制度。1999年採択の「女性差別撤廃条約の選択議定書」では、女性差別撤廃委員会に通報された案件を検討・調査し締約国に意見・勧告を付すことを規定している。例えば、男女差別の賃金差別法として採択した女性労働者が満足いく解決を得られたとき、委員会に直接支援を求めることができる。対外的評議に注意する国や人権大国を自負する国にとっては効果的な制度である。条約締約186ヶ国うち、ほとんどが先進国を含む87ヶ国が批准済みだが、日本は國內裁判で十分にして批准していない。

城 忠彰（広島修道大学法学院教授）



■ 神崎 智子 著
■ 明石書店
■ 2009年初版
■ 7,500円(税別)

Scales of Justice: Reimagining Political Space in a Globalizing World (坂井編「正義の秤」)

「中断された正義」の統稱にある、ナンシー・フレイザーの新著がついに出版された。フレイサーは、正義論を中心に活躍する米国の政治哲学者である。「中断された正義」は、現代アメリカの左翼的な議論が常に再分配を求める経済的な主張から離れて、マイリティの承認を目指す文化的な主張へと移行したことを見た。この10年で格差社会、ネオリバリストムという語が駆けた日本から見ても、この議論は先駆的なものに思われる。

だが、彼女がフェミニストとして批判したのは、たとえば二つの問題とマイリティの問題のどちらが重要なかを選択せよと問う、問い合わせ方そのものである。社会正義のために、その双方が選ばなければならぬ、その2つは(たとえば紛争がどのよう正当化されるのか)という点で連続しているのである。

本書では、再分配に関する経済的な正義、承認についての文化的な正義に加え、グローバル化された状況における政治的正義、一言で言えば、政治的な組織とその代表の重要な性を指摘する。正義がもはや一国の問題ではなく、今日

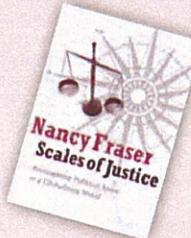
のグローバル社会において、どのような機関や連帯を通じれば正義の議論の場に参加が可能となるのか、それがきわめて重要な問題だとさう。

おりしも、この国も政治的な大転換を迎えたが、グローバル化への抵抗としてフェミニズム的な連帯を考えるフレイサーの展開は重要なだろう。

グローバル化する世界における正義

マイリティ/マイノリティの世界觀は、そのグループ独自のものと他と共に生きたいという主張は、より高次レベルの平等にアピールする術を用いる。20世紀末のフェミニズムが承認を求めたとき、社会的公正(富の再分配)という価値観をなきものにしようとしたオリベラリストと公犯になってしまった。とフレイサーは結論する。この問題が、人種や階級によるフェミニズムの分派の根柢にある。強張り空虚する世界に、フェミニズムは対抗的で開拓していくなくてはならない。

三浦 知一（一橋大学大学院言語社会研究准教授）



■ Nancy Fraser
■ Columbia University Press
■ 2008年初版
■ 3,146円(税別)

Homophobia and Discrimination on Grounds of Sexual Orientation in the EU Member States: Part I Legal Analysis (坂井編「EU諸国における性的指向に基づく同性愛嫌悪および差別に関する報告書I—法的分析」)

Homophobia and Discrimination on Grounds of Sexual Orientation and Gender Identity in the EU Member States: Part II The Social Situation (坂井編「EU諸国における性的指向および性別自認に基づく同性愛嫌悪および差別に関する報告書II—社会状況」)



■ European Union Agency for Fundamental Rights
■ 2009年

本書は、2007年6月に欧州連合の中心機関である欧州議会の要請により、同性愛嫌悪や性的指向・性別自認などとづく差別の現状について、基本構成(FRA)がまとめた報告書である。2分冊で構成され、第1分冊に法的分析、第2分冊には社会状況が収録されている。27カ国で構成される欧州連合は、性的指向にもとづく差別への対処を任務のひとつにあげており、欧州連合における人権の基本原則をまとめた欧州基本権憲章も、差別禁止事由のひとつに性的指向を明記する。当初、本書の対象は性的指向に限定されていたものの、相互密接に関連する性別自認あるいはトランスジェンダーの問題も含まれることになった。

近年、女性学やフェミニズム、ジェンダーティー論などの書籍において、レズビアンや性同一性障害といった性的マイノリティの問題への言及は珍しくない。むしろ、その問題に触れないことは、一定の場合に批判の対象とされる。ところがその問題への言及は、大多数において付属的、傍論的なものにとどまり、「とり

あえず触れておく」という感を脱していない。本書は、ジェンダーの問題系と性／セクシュアリティの問題系が「とりあえず触るだけでは不十分であることを理解する上で不可欠な資料である。

ジョグジャカルタ原則

2006年11月、インドネシアのジョグジャカルタにおいて国際人権の専門家によって採択された文書。正式名称を「女性の指向および性別自認に関する国際人権法の適用に関する原則」と言う。この原則は、すでに数十の言語に翻訳されている。形式的・法的拘束力をもつではないが、本書報告書も随分で熱く扱られているとおり、欧州連合加盟国間の国内法制定や判例、国内政黨に強い影響を及ぼしている。既存の国際人権基準にそなえてまとめられたジョグジャカルタ原則は、時代の間に取り残されていた性的マイノリティの「人権宣言」である。

谷口 洋幸（早稲田大学比較法研究所助教）

切除されて

筆者はFGMの体験を次のように記している。「両肩を押されつけられ、脚を大きく広げられた。ぎりりと光る恐ろしいカミソリ…7歳のあの日、私は切除された!」。2000年以上も続いているFGMは、宗教とは無関係の土着の習慣であり、同じ被患者である長年の女性たちは苦痛・凝問・怒り・悲しみも全て胸にしまいこんで、この暴力に加担するしかなかった。FGMによる痛みは生涯続く。13歳で見知らぬ男と強制結婚させられた筆者は、セネガルから移住先のフランスで夫の強姦に苦しめられる。性交や出産時のFGMによる痛みはその心身を脆弱なものにしていった。しかし、その苦痛を乗り越えて立ち上がり、FGMや強制結婚などの悪習の廃絶を求める活動を続ける勇気ある女性の物語である。

私自身、2008年ソマリアで医療活動をした際、分娩困難となり帝王切開をした17歳女性や、胎児が娩出されずに停滞し尿道や直腸を圧迫して膿孔ができるが、尿や便の失禁状態となるフィスクチュラ(obstetric fistula)を合併した女性を診察し、外性

器のほぼ全てが切除されている局所に驚きを禁じ得なかった。本書は、権力や慣習に支配されてきた女性たちの苦しみ、今も続く現実を知ることのできる一冊である。

女性性器切除 (FGM: Female Genital Mutilation)

女性の純潔・处女の維持のため性欲を失わせる目的で外性器を切り取る秘儀。伝統的助産婆が非衛生的なナイフや鋭い石を使って行う。術後による出血、痛みはもとより、排尿障害、失禁、月経困難症、HIV感染、その合併症を引き起こし、出産時の母子死亡の大きな原因になっている。2000年以上前からアフリカの広い地域で行われ、今も年間200万もの幼い少女が犠牲になっている。ソマリア出身の国連大使フツ・ハイリーの1999年作自伝・映画 *Dear Flower*（「愛の花」）が、FGM問題にむけた国際的NGO活動や国内法の整備に一石を投じたものの、他方で人口が著しく増加し、犠牲者の減少へは至っていない。

黒崎 伸子（外科医、日本BPW連合会前会長）



■ キャディ 著
■ 桜本百合子 訳
■ ヴィレッジブックス
■ 2008年初版
■ 1,400円(税別)

